

TOSHIN STUDY^{New 80}

東神油槽船株式会社

令和元年6月28日 ㊦安全管理室

〒103-0023

東京都中央区日本橋本町 4-5-14 入江ビル7階

TEL03-3270-3033 ・ FAX03-3241-2812

【新代表取締役社長就任あいさつ】

先日26日付で本社に人事異動があり、代表取締役社長に大河康宏が就任しました。乗組員への就任あいさつのインタビューを行いましたので、紹介致します。

「6月26日付けで代表取締役社長に就任した大河康宏です。第八新水丸の乗組員の皆様には、船長・機関長の指揮の下、常日頃から安全荷役・安全運航に尽力していただき、ありがとうございます。

さて、私の幼少時代を思い返しますと、子供の頃から乗組員との社内旅行に同行させてもらったこともあり、東神油槽船という会社はとてもアットホームな会社であることは間違いありません。今でこそ社内旅行はなくなりましたが、毎月の訪船報告等で業務部などから、船や乗組員の状況は聞いています。

先々代や先代社長が築き上げてきたその社風を継承しながら、この会社を盛り立てていきたいと思えます。会社の近くでの乗下船の際には、気軽に会社に立ち寄って、みなさんの近況等をお聞かせいただけたらと思えます。今は人事異動に伴う雑務に忙殺されて時間がありませんが、ひと段落したらあいさつを兼ねて訪船したいと考えていますので、その際にはよろしくお願い致します。」

【STCW条約関連の体制見直しについて】

2010年に改正されたSTCW条約(マニラ改正)に定められた基本訓練等の完全実施について、現在国土交通省が関係先と協議を重ねながら検討が行われています。今回はその現状(令和元年6月20日現在)について記載します(なお今回説明する内容以外に、救命艇手の資格及び旅客船の乗組員に対する教育訓練に係る内容も併せて検討されていますが、当社の所有する船舶には関係ありませんので、今回の説明からは省略します)。

【法的根拠について】

基本訓練等は、船員法に基づいて定められた「船員労働安全衛生規則」の第11条1項において船舶所有者は、「船内の」「衛生に関する基礎的事項」について船員に教育を施さなければならないと定められていることを根拠にしています。具体的な内容は、国土交通省の担当課長からの公文書により、船員法が適用される船舶に乗り組む全ての船員(注1)に対してST



CW条約に定められた

1. 生存訓練の実施（要5年毎の能力維持確認）
2. 消火訓練の実施（要5年毎の能力維持確認）
3. 応急手当に関する知識の習得

等が義務付けられ、船舶所有者は修了証及び5年毎の知識及び技能が維持されていることを確認した証明書を発行する必要があります。そのため、みなさんの船員手帳の末尾にそれを証明する会社発行の証書を貼付しているはずですが。



注1…条約上は「船舶において安全または汚染防止任務に指名される乗組員を対象」としており、具体的には船内において各部署配置に指名されている乗組員が対象となると明記されていますが、国土交通省から出された改正案には上記表現が用いられています。

【現在の進行状況について】

平成29年1月18日から、上記知識及び技能の習得及び維持されていることを確認するために

1. 生存訓練の実地訓練（注：プールを使った訓練等）や消火訓練については、事前に国が確認を行った船社訓練施設または外部訓練機関で実施したことを証明する証明書が必要
2. 船舶所有者は船員ごとの基本訓練実施記録簿を作成し、訓練の実施状況について把握し、年度ごとに技能証明書交付記録簿を最寄りの運輸局（本局のみ）に提出する

等が義務付けられましたが、このときには、内航船及び漁船への適用については別途指示する（要するに別途指示があるまでは現状維持）こととなりました。

その後、今年の4月1日から内航旅客船及び平水船等小型タンカーを除く内航タンカーのみ先行して適用になる案が提示されましたが、対象船舶及び開始時期について見直しが行われ、現在に至っています。

（なお、消火訓練に関しては、危険物取扱責任者に係る認定講習にて消防実習を受講している場合には、免除される予定です）

【危険物取扱責任者について】

危険物取扱責任者の資格については、現在甲種と乙種がありますが、その取得方法や更新手続きに関する事、失効後の再取得の手順（ご存知のとおり現在は失効した場合の救済措置はありません）についても検討が行われています。しかしながら、本格的検討は前述の基本訓練等に関する体制見直し後に行う予定になっており、今後の検討次第で内容が大きく変わる可能性もあるので現在の検討内容の説明は省略します。現段階では、そのような動きがあることだけ理解し

ておいてください。

【編集後記】

梅雨の時期に入り、高温多湿の中で雨具を着て入出港作業や荷役作業を行わなければならない機会も増えてきています。気象庁が先日発表した3ヶ月の長期予報では、7月は平年に比べて曇りや雨の日が多いだろうという予測されています。脱水症や熱中症には十分注意してください。後日会社からも昨年同様に経口補水ゼリー等を送りますので、利用してください。なお、熱中症に関連する対策は当スタディ51号を読み直していただき、安全衛生会議で議題に取り上げて議論してください。



(完)